

武蔵野市パートナーシップ制度に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市男女平等の推進に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第1号。以下「条例」という。）に規定するパートナーシップ制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(届出をすることができる者)

第3条 条例第18条第1項の規定による届出（以下「パートナーシップの届出」という。）をすることができる者は、次に掲げる全ての要件を備えている者でなければならない。

- (1) 性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人であること。
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (3) パートナーシップの届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の双方に、配偶者がいないこと。
- (4) 届出者の双方に、当該届出者の他に婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。
- (5) 届出者の双方が、当該届出者以外の者と武蔵野市（以下「市」という。）及び他の地方公共団体のパートナーシップ制度その他これに類する制度を利用していないこと。
- (6) 届出者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係にないこと。
- (7) 住所について次のいずれかに該当すること。

ア 届出者の双方が市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有していること。

イ 届出者の一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内に住所を有することを予定していること。

ウ 届出者の双方が市内に住所を有することを予定していること。

(届出の方法及びパートナーシップ届受理証の交付)

第4条 届出者は、パートナーシップ届（第1号様式）及びパートナーシップ届出要件確認書（第2号様式）に必要事項を記入のうえ、次に掲げる書類を添え、市長に届け出なければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 戸籍謄本又は戸籍抄本その他現に婚姻をしていないことが確認できる

書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による届出は、届出者の双方が、前項の様式及び書類を市長が指定する場所に共同して持参することにより行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による届出があった場合は、条例第18条第2項前段の規定によりパートナーシップ届受理証（第3号様式。以下「受理証」という。）を交付する。

（パートナーシップ届仮受理証の交付）

第5条 市長は、第3条第7号イ又はウに該当する者から前条第1項の規定による届出があった場合は、前条第3項の規定にかかわらずパートナーシップ届仮受理証（第4号様式。以下「仮受理証」という。）を交付する。

2 市長は、仮受理証の交付を受けた者が、第3条第7号アの要件を満たした場合において、前条第1項の規定による届出があった日から3か月以内に当該者から第11条第1項の規定による届出があったときは、受理証を交付する。

（携帯用カード形式のパートナーシップ届受理証の交付）

第6条 市長は、受理証の交付を受けた者（以下「受理証受領者」という。）からパートナーシップ届受理証追加交付申請書（第5号様式）により、携帯用カード形式のパートナーシップ届受理証（第6号様式。以下「カード形式受理証」という。）の交付の申請があった場合は、カード形式受理証を交付する。

（掲示形式のパートナーシップ届受理証の交付）

第7条 市長は、受理証受領者からパートナーシップ届受理証追加交付申請書により、掲示形式のパートナーシップ届受理証（第7号様式。以下「掲示形式受理証」という。）の交付の申請があった場合は、掲示形式受理証を交付する。

（パートナーシップ公正証書等受理証の交付）

第8条 受理証受領者のうち、パートナーシップ公正証書等受理証（以下「公正証書等受理証」という。）の交付を受けようとする者は、パートナーシップ公正証書等受理証交付申請書（第8号様式）に必要事項を記入のうえ、双方が、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことについて合意している旨を明記した合意契約公正証書又は条例第18条第2項後段の規則で定める書類（宣誓認証又は私文書認証を受けた書類をいう。）（以下「公正証書等」という。）の原本を添え、市長に提出しなければならない。この場合において、提出を受けた公正証書等は写しを取り、原本は返却するものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による提出について準用する。この場合において、同条第2項中「届出」とあるのは「提出」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の規定による提出があった場合は、条例第18条第2項後段の規定により公正証書等受理証を交付する。この場合において、交付する公正証書等受理証は、携帯用カード形式のパートナーシップ公正証書等受理証（第9号様式。以下「カード形式公正証書等受理証」という。）又は掲示形式のパートナーシップ公正証書等受理証（第10号様式。以下「掲示形式公正証書等受理証」という。）とする。

（本人確認）

第9条 市長は、第4条第1項若しくは第11条第1項の規定による届出、第6条、第7条若しくは第12条の規定による申請又は第8条第1項若しくは第13条第1項の規定による提出（以下「届出等」という。）を行う者の本人確認を行わなければならない。この場合において、第6条、第7条、第11条、第12条又は第13条第1項の規定による届出等については、第4条第1項の規定による届出を行った者のいずれか一方の本人確認をもって足りるものとする。

2 前項の本人確認は、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めることによって行うものとする。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カード

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項の運転免許証

(3) 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号の一般旅券

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。

(5) 前各号に掲げるもののほか、本人確認の提示として市長が相当と認める書類

（通称名の使用）

第10条 届出等を行う者が、当該届出等において、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）の使用を希望する場合は、戸籍上の氏名と併せて、通称名を使用することができる。

2 届出等を行う者が、通称名をパートナーシップの届出に使用した場合は、当該通称名を受理証、カード形式受理証、掲示形式受理証、カード形式公正証書等受理証、掲示形式公正証書等受理証又は仮受理証（以下「受理証等」という。）に表示するものとする。

（届出等事項の変更）

第11条 受理証受領者は、第4条第1項の規定による届出及び第8条第1項の規定による提出において、書類に記載した事項に変更があった場合は、パートナーシップ届等に係る届出等事項変更届（第11号様式）に市長が認める書類を添え、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出がなされた場合において、既に交付した受理証等の記載事項に変更を生じたときは、受理証受領者は当該受理証等を返還し、新たな受理証等の交付を受けるものとする。

（受理証等の再交付）

第12条 市長は、受理証受領者からパートナーシップ届受理証等再交付申請書（第12号様式）により、次に掲げる理由により受理証等の再交付の申請があった場合は、受理証等を再交付する。この場合において、破損又は汚損により受理証等の再発行を受けるときは、当該受理証等を返還しなければならない。

(1) 受理証等を紛失したとき。

(2) 受理証等を破損又は汚損したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めたとき。

（受理証等の返還）

第13条 受理証受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ届受理証等返還届（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1号及び第3号から第6号までに掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 受理証受領者の一方又は双方が市外に転出したとき。ただし、転勤等やむを得ない理由により、受理証受領者の一方が一時的に市外に転出した場合を除くものとする。

(3) 受理証受領者の一方が死亡したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項各号（第3号を除く。）の規定による提出をした者は、速やかに受理証等を市長に返還しなければならない。

（受理証等の返還請求）

第14条 市長は、受理証受領者が、虚偽その他不正の手段により受理証等の交付（再交付を含む。）を受けたとき又は受理証等を不正に使用したときは、当該受理証等を返還させることができる。

（届出等に係る書類の保存期間）

第15条 届出等に係る書類の保存期間は、パートナーシップ届を受理した日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から起算し、30年とする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。